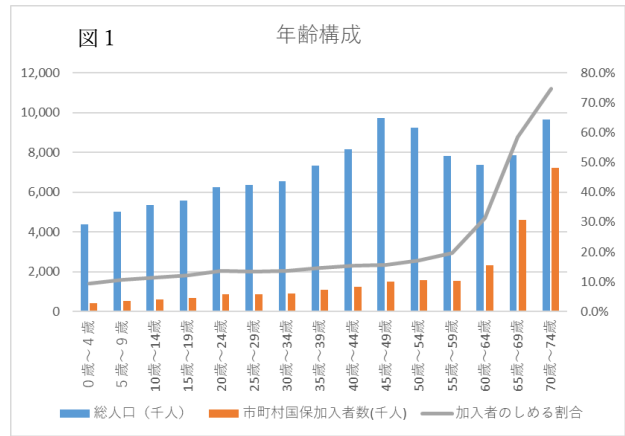


「国民健康保険実態調査」から見る国保加入者のすがた

宇野 力

1. 加入者の特徴

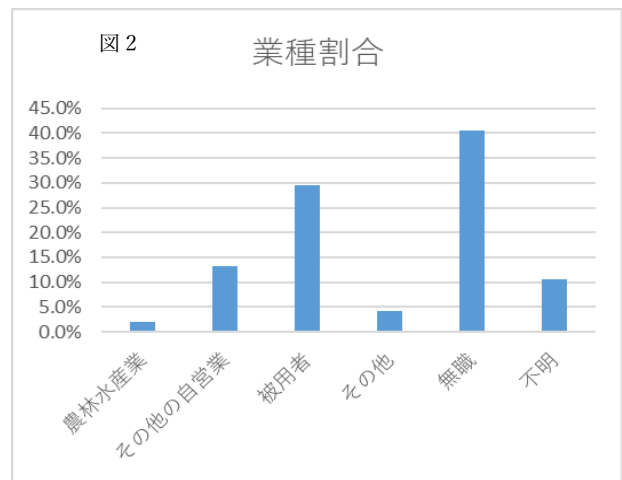
全国の市町村国保加入世帯は 17,191,300 世帯、加入者数は 25,974,350 人となっており、全人口の 21.2%が加入している。加入者を年齢別に見た時の全人口に対する割合は、年齢が上がるにつれて高くなり、60～64 歳で 31.4%、65～69 歳で 58.4%、70～74 歳では 74.7%となっている。また、世帯の構成人数をみると、単身世帯が全体の 63.4%、2人世帯が 27.3%となっており、全体の 90%以上が 2人以下の世帯となっている(図1)。



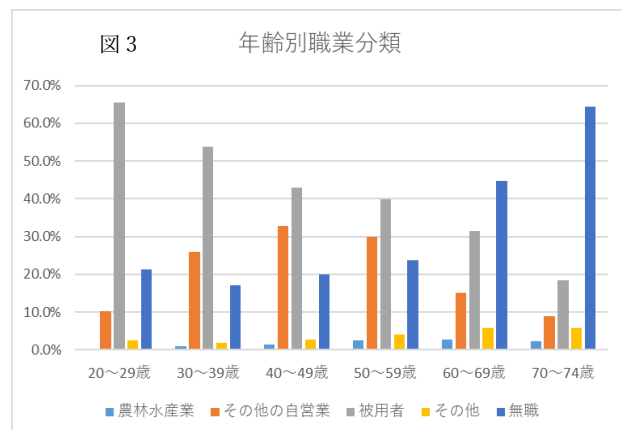
国保に加入している全世帯を世帯主の職業別にみると最も多い職業は「無職」となり、「被用者」がそれに続く。1961年の制度発足時に加入者の中心となることを想定されていた、「農林水産業」、「その他の自営業(以下:自営業)」は合わせても全体の 15%以下となっている(表1・図2)。

表1

業種	件数	割合
農林水産業	325,700	1.9%
その他の自営業	2,275,800	13.2%
被用者	5,064,550	29.5%
その他	723,600	4.2%
無職	6,973,800	40.6%
不明	1,827,850	10.6%
総数	17,191,300	100.0%



世帯主の職業を年齢別にみると(図3)、50～59歳までの各年代とも「被用者」が最も多くなっており、特に20～29歳では65%以上を占めている。また、年齢が上がるにつれて「自営業」の割合が高くなる一方で「被用者」のしめる割合が低下している。「被用者」は20代が最多で年代が上がるにつれてその割合が低下しており、「自営業」は40代をピークとした山型となっている。「無職」は20～29歳で21.4%、30～39歳で17.2%、40



～49歳で20.0%、50～59歳で23.8%となっており、各年代ともおおむね8割程度は何らかの職業を有していることがうかがわれる。60歳以上になると「無職」の割合が急増し、70～74歳では60%以上を占めている。これはほとんどが年金受給者と考えられるが、「農林水産業」2.4%、「自営業」9.0%、「被用者」18.4%など、同年代の約3割が何らかの職業を有している。

2. 加入世帯の所得について

加入世帯の所得を見ると、「所得なし」26.1%、「0～100万円未満」27.6%、「100万円以上～200万円未満」21.9%となっており、全体の75%以上が所得200万円未満となっている(図4)。厚生労働省の「令和4年国民生活基礎調査の概況」によると、所得「100万円未満」が6.7%、「100～200万円未満」が13.0%と所得200万円未満の割合は約20%となっており、国保加入世帯は明らかに低所得層が多いといえる。なお、同調査によると、所得の中央値は423万円、平均所得金額は約545万円となっている。

加入世帯の職業別所得をみると、「無職」以外は「0～100万円」が最も多くなっている。また、所得金額が300万円を超えている割合が「農林水産業」で27.5%、「自営業」では28.1%となっているが、「被用者」の場合は「300万～500万円」が7.1%、「500万円以上」が3.0%とあわせても10%程度にとどまっており、74.6%の人が「所得200万円以下」にとどまっている点は注目に値する。「被用者」でありながら国保に加入している＝社会保険未加入事業所に勤務している、もしくは社会保険適用となる働き方をしていない、と考えることができ、賃金水準が抑えられていることがうかがえる(表2・図5)

世帯主の所得を年齢別にみると、60～69歳を除いた各年代で「所得なし」の割合が最も多くなっている。「所得なし」の割合が最も高いのは20～29歳で40.7%を占めており、次いで70～74歳が35.2%、50～59歳が37.5%となっている。(表3・図6) *「所得不詳」を除く

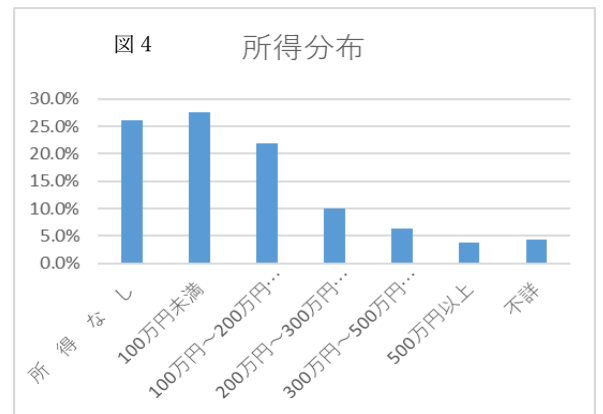


表2

所得階級別	農林水産業	自営業	被用者	その他	無職
所得なし	12.1%	7.0%	11.2%	23.2%	44.0%
0～100万円	28.3%	25.7%	34.6%	29.8%	25.2%
100万円～200万円	19.4%	22.5%	28.8%	19.0%	19.3%
200万円～300万円	12.0%	15.3%	13.9%	10.1%	6.3%
300万円～500万円	12.4%	16.0%	7.1%	8.3%	2.8%
500万円～	15.1%	12.1%	3.0%	8.3%	0.9%

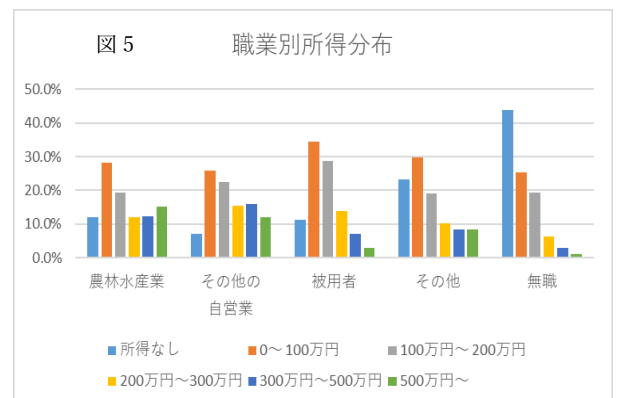
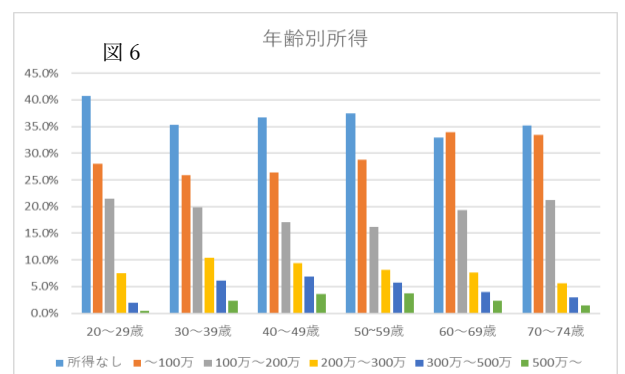


表3

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～74歳
所得なし	40.7%	35.4%	36.7%	37.5%	32.9%	35.2%
～100万	28.0%	25.9%	26.4%	28.8%	33.9%	33.5%
100万～200万	21.5%	19.9%	17.0%	16.2%	19.3%	21.2%
200万～300万	7.5%	10.4%	9.4%	8.1%	7.6%	5.7%
300万～500万	2.0%	6.1%	6.9%	5.7%	3.9%	3.0%
500万～	0.4%	2.3%	3.6%	3.7%	2.3%	1.5%



3. 国保加入者の「可処分所得」

①可処分所得の計算

ここでは、東京都北区在住の「20代単身世帯」および「70代単身世帯」で国保に加入している者の「可処分所得」を以下の条件にもとづき算出する。なお「可処分所得」は、「収入金額」から「所得税・住民税」と「社会保険料(国保料等)」を差し引いた金額とする。

- ・「20代」は「給与収入」、「70代」は「年金収入」のみがあるものとし、収入の額はそれぞれの「所得」の額となる上限額とする
- ・所得控除は基礎控除のみとする

表4

20代：単身世帯						
所得	ゼロ	50万円	100万円	150万円	200万	300万
収入	550,000	1,050,000	1,550,000	2,260,000	2,976,000	4,300,000
国保	18,030	36,750	85,860	162,700	210,650	306,550
所得税	0	0	17,100	36,100	56,700	106,100
住民税	0	8,200	43,500	80,700	121,000	211,500
国民年金	0	0	99,120	148,680	198,240	198,240
合計	18,030	44,950	245,580	428,180	586,590	822,390
収入割合	3.3%	4.3%	15.8%	18.9%	19.7%	19.1%
可処分所得	531,970	1,005,050	1,304,420	1,831,820	2,389,410	3,477,610
1カ月当たり	44,331	83,754	108,702	152,652	199,118	289,801

表5

70代：単身世帯						
所得	ゼロ	50万円	100万円	150万円	200万	300万
収入	1,100,000	1,600,000	2,100,000	2,600,000	3,100,000	4,350,000
国保	48,110	85,907	173,860	261,700	328,050	431,250
所得税	0	0	19,100	41,700	64,200	119,100
住民税	0	7,200	47,500	91,700	135,800	224,100
国民年金	0	0	0	0	0	0
合計	48,110	93,107	209,690	335,090	528,050	774,450
収入割合	4.4%	5.8%	10.0%	12.9%	17.0%	17.8%
可処分所得	1,051,890	1,506,893	1,890,310	2,264,910	2,571,950	3,575,550
1カ月当たり	87,658	125,574	157,526	188,743	214,329	297,963

* 国保料は法定軽減適用後の金額で介護保険料を含む

* 「収入割合」＝社会保険料・税金の「合計」を収入で割ったもの

* 国民年金については「20代」の「ゼロ」および「50万円」は全額免除、「100万円」は半額免除、「150万円」は1/4免除後の金額（70代は納付なし）

②最低生計費(生活保護)との関係

人事院が「全国家計構造調査」等を基に算出した令和5年4月時点の「標準生計費」は、単身世帯で120,910円となっている。また、東京都北区の生活保護費は30代単身世帯で月額130,010円、70代単身世帯で月額127,920円(いずれも住宅扶助53,700円含む)となっている。これらの額と「可処分所得」(表4・5)を比較すると、70代では「所得50万円」でほぼ同額となるが、20代では「所得100万円」の方が少ないことがわかる。つまり、70代では年金収入が160万円以下の者、20代では年間給与が200万円以下の者は、生活保護費以下の可処分所得で生活していることになる。また、全国労働組合総連合の試算によると、東京都北区在住の20代の単身者が「普通の暮らし」を送るためには、月額249,642円(年額約300万円)が必要であるとされている。給与収入が300万円の場合の所得金額は、およそ200万円となるが、20～29歳で「所得200万円」を上回っている者は約10%にとどまっている(表3・図6)。

4. 「20代」と「被用者」について

①20代について

ここでは「20代」と「被用者」に焦点をあてて考えてみたい。「20～29歳」の加入者数のうち「所得あり」は53.5%、「1人当たりの所得」は651,541円となっている。「70～74歳」と比べても、「所得あり」「1人当たりの所得」のいずれも低くなっている(表6)。また、先の「年代別職業分類」を5歳刻みで見ると、「20～24歳」と「25～29歳」で「自営業」が10ポイント増加し、「無職」が11ポイント低下している一方、「被用者」等の比率はほとんど変化がない(表8)。このことから、20代前半で「無職」であったものが『自営業』という業態で収入を得るようになったことで、「1人当たりの所得」は上昇(「20～24歳」:464,778円、「25～29歳」:841,924円)しているが、それでも「普通の暮らし」をすることが厳しいことには変わりがない(表7)。

②「被用者」について

年代別の就業者数を若年層ほど「被用者」の割合が高く、年齢が上がるにつれて「無職」の割合が高くなっている(表8)。さらに、20歳から64歳の加入者に限定してその職業を見てみると「農林水産業」1.6%、「自営業」

21.8%、「被用者」37.9%、「無職」19.7%となっている(表9)。ここから「職業不詳」を除くと、「農林水産業」1.9%、「自営業」25.9%、「被用者」45.0%、「無職」23.4%となる。さらに60歳以下でみると「被用者」の割合は47.2%まで上昇する。つまり「現役世代」に限れば、国保加入者の半数近くが「被用者」ということになり、特に39歳以下では加入者の約60%が「被用者」となっている。同時に39歳以下で「無職」の割合が19%となっていることも見逃せない。

上段:表6 下段:表7

年代	加入者数	所得ありの人数	1人当たり所得	所得ありの割合
20～29歳	1,708,100	913,750	651,541	53.5%
70～74歳	7,245,500	4,652,650	930,461	64.2%
20～24歳	862,250	405,400	464,778	47.0%
25～29歳	845,850	508,350	841,924	60.1%

表8

世帯主の年齢	農林水産業	自営業	被用者	その他	無職
20～24歳	0.1%	4.6%	65.0%	2.8%	27.6%
25～29歳	0.2%	14.6%	66.1%	2.4%	16.8%
30～34歳	0.6%	23.6%	58.3%	1.6%	15.8%
35～39歳	1.5%	28.0%	50.0%	2.1%	18.3%
40～44歳	1.5%	32.6%	43.9%	2.4%	19.6%
45～49歳	1.5%	32.9%	42.2%	3.1%	20.3%
50～54歳	2.0%	30.5%	41.4%	3.3%	22.8%
55～59歳	3.0%	29.3%	38.2%	4.8%	24.7%
60～64歳	3.1%	21.7%	37.1%	6.5%	31.7%
65～69歳	2.6%	11.9%	28.8%	5.5%	51.1%
70～74歳	2.4%	9.0%	18.4%	5.8%	64.5%

表9

農林水産業	自営業	被用者	その他	無職	不詳	合計
103,550	1,409,550	2,450,450	206,250	1,271,200	1,020,050	6,461,050
1.6%	21.8%	37.9%	3.2%	19.7%	15.8%	100.0%

5. おわりに

総務省統計局が発表した「2022年労働力調査平均結果の要約」によると、2021年から2022年間に「雇用者」が25万人増加したのに対して自営業者は14万人の減少となっている。また「雇用者」だけに注目すると、正規の職員・従業員は1万人の増、非正規の職員・従業員は26万人の増となっている。自営業者数が減少する一方で、雇用者、特に非正規の雇用が増加していることは以前から指摘されており、今後もこの傾向は続くものと思われる。非正規雇用となっている者が、どのような健康保険に加入しているかについての調査はできていないが、一定数は国保に加入している者がいることは想像に難くない。同時に非正規雇用者は低収入であることも多く、国保料(税)の負担が重くのしかかってくることになる。

いままで国保問題は主に農林水産業を含む自営業者や年金生活をしている高齢者を中心とした問題というとらえ方をされることが多かった。しかし、これまで見てきたように、国保問題を考える際には若い世代や雇用者にも目をむける必要があることは明らかである。国保制度の改善を国民的な課題として運動を展開していくためには、この問題を全世代・全階層のものとしてとらえることが必要である。

* 文中の図表は厚生労働省「令和3年国民健康保険実態調査」をもとに作成した。

(うの つとむ 中央社保協国保部員・全商連事務局員)